

国民年金のお知らせ

妊婦さん必見!! 産前産後の免除制度

平成31年4月より、新たな年金制度として「産前産後の保険料免除制度」が施行されております。

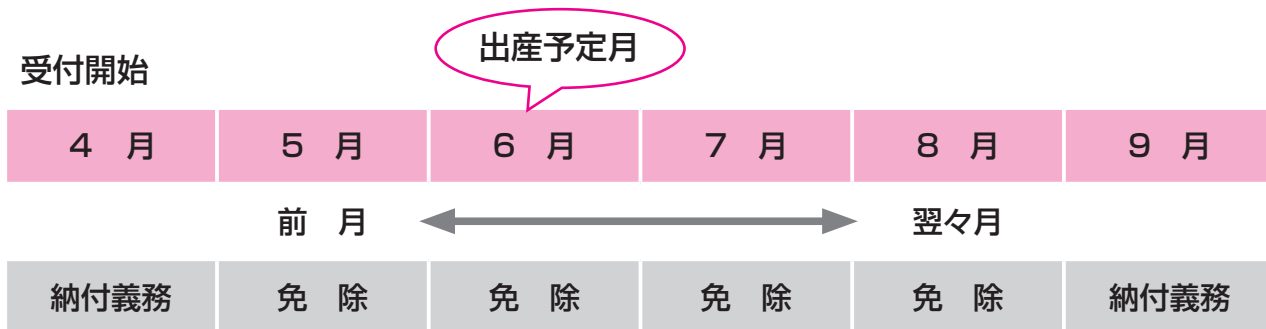
●産前産後の保険料免除制度とは？

国民年金に加入している人で出産予定の方が対象の制度です。出産月（予定月）の前月から産後2か月までの4か月間保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は、出産月（予定月）の3か月前から産後2か月までの6か月間となります。

●いつから申請できるの？

出産予定日の6か月前から申請可能です。



●申請に必要なものは？

産前は、母子手帳の写しや医師の診断書が必要です。

産後は、特に必要なものではありません。

ただし!! 住民基本台帳システムで確認できた場合に限りです。

そのため生まれた子と母親が世帯を分けている場合は、親子関係のわかる書類が必要となります（例：出生証明書）

◎メリットは？

●一般的な保険料免除との違い

通常は、保険料を支払わなければ納付したことはありませんが、この制度を利用した場合は保険料を納付したものとして加算されます。

●免除期間中にこの制度を利用したら？

その場合は産前産後免除が優先されます。

産前産後の免除期間終了後も免除期間内であれば、再度申請する必要はありません。

●保険料を事前に納めていたらどうなるの？

もし保険料が未納の期間があればその期間に充当されます。

未納期間がなければ保険料は還付されます。

お問い合わせ先

町民課 年金係
函館年金事務所

☎47-4681（直通）
☎0138-56-1165